

沖縄県ヤングケアラーに関するアンケート (学級担任等向け) 結果

令和4年2月
沖縄県子ども生活福祉部

1 アンケート調査の概要

(1) 目的

- ①ヤングケアラーと思われる子どもの概数把握
- ②アンケートを通じた関係者の認識向上を図る (概念認識、支援の必要性の理解等)

(2) アンケート期間及び方法

期間：令和3年11月10日(水)～12月8日(水)

方法：Googleフォームを活用したインターネット調査の形式で学級担任等へ実施

(3) 主な対象者(機関)

生徒の状況が把握できる小(5・6年)中等高等学校の学級担任である教職員(以下「学級担任」という。)を対象にアンケートを実施

県内小中高等学校(学級担任) 合計 4,380名

※スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)等へも児童生徒の状況を把握できると思われるため参考としてアンケートを実施。

・SSW・SC、就学支援員 合計 約176名、地域包括支援センター 県内 84箇所

(4) アンケート企画・実施

実施主体：子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課

関係課：教育庁義務教育課、県立学校教育課、保健医療部地域保健課、

子ども生活福祉部保護・援護課、高齢者福祉介護課、子ども未来政策課、

障害福祉課

2 回答状況

県内小(5・6年)中等高等学校(学級担任)のアンケートの回答率は、**70.4%**

(有効回答 3,082 / 4,380名)

※学校基本調査では小学校5・6年生が在籍する複式学級数や特別支援学級数について把握がないため学級担任総数には加えていないが、本アンケートで回答があった分については、有効回答に加えている。

(参考) SSW、SC、就学支援員(※確認中) 80.7% (有効回答 142 / 176名)

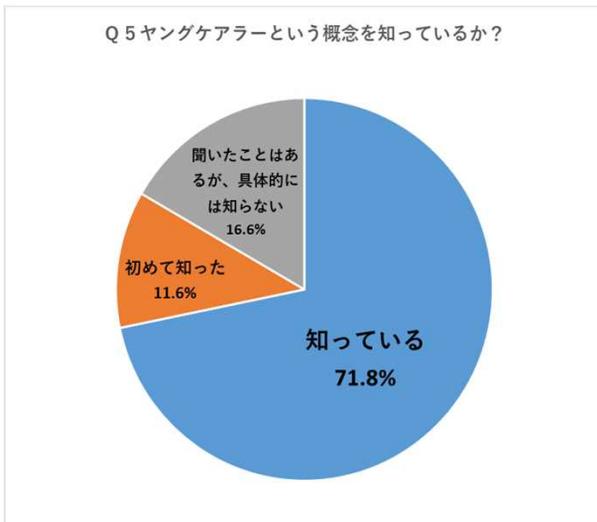
地域包括支援センター 31.0% (有効回答 26 / 84箇所)

3 調査結果

<現状>

①ヤングケアラーの概念認識

【表1】小（5・6年）中高等学校の学級担任における認識



・【表1】について、子どもが多くの時間を過ごす場となる「学校」現場において、身近な大人として接する学級担任へ「ヤングケアラー」の概念の認識については、「知っている」が71.8%となった。

また、「初めて知った」が11.6%、「聞いたことはあるが、具体的には知らない」が16.6%となった。

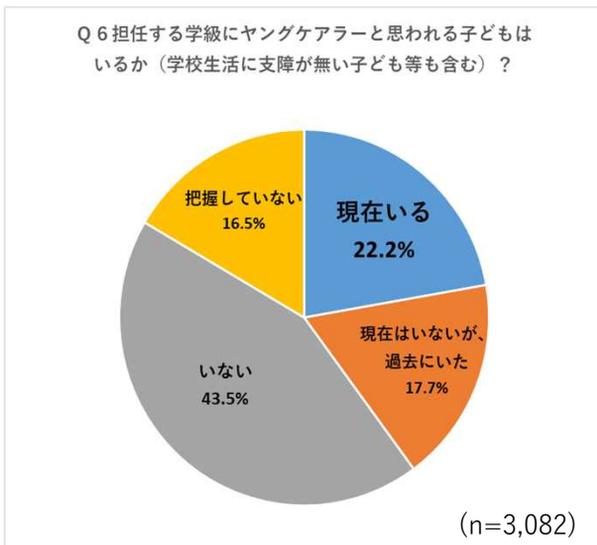
【表2】「知っている」学級担任（学校区分毎）

学年	「知っている」と回答した学級担任数 (A)	学級担任総数 (有効回答数) (B)	割合 (A)/(B)
小学校5・6年	628 人	976 人	64.3%
中学校	1,048 人	1,391 人	75.3%
高校	536 人	715 人	75.0%
全体	2,212 人	3,082 人	71.8%

・【表2】については、学校区分毎に「知っている」と回答した学級担任の割合となっており、小学校5・6年は64.3%、中学校は75.3%、高校は75%となっている。

②ヤングケアラーと思われる子どもがいるか

【表3】ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況



・【表3】について、「担任する学級に、ヤングケアラーと思われる子どもがいるか（学校生活に支障がない子ども及びヤングケアラーの確証が持てない子どもも含む。）」について、「現在いる」との回答が685件の22.2%、「いない」との回答が1,342件の43.5%であった。

また「把握していない」との回答が510件の16.5%、「現在はいないが、過去にいた」の回答が545件の17.7%となった。

③ヤングケアラーと思われる子の人数（学校生活に支障のない子や確証が持てない子を含む）とその状況について

【表4】把握している子どもの人数（Q6-1）

学年	ヤングケアラーと思われる子どもの人数 (A)	児童生徒総数 (B)	割合 (A)/(B)
小学校5・6年	239人	34,002人	0.70%
中学校	508人	49,716人	1.02%
高校	341人	43,221人	0.79%
全体	約 1,088人	126,939人	0.86%

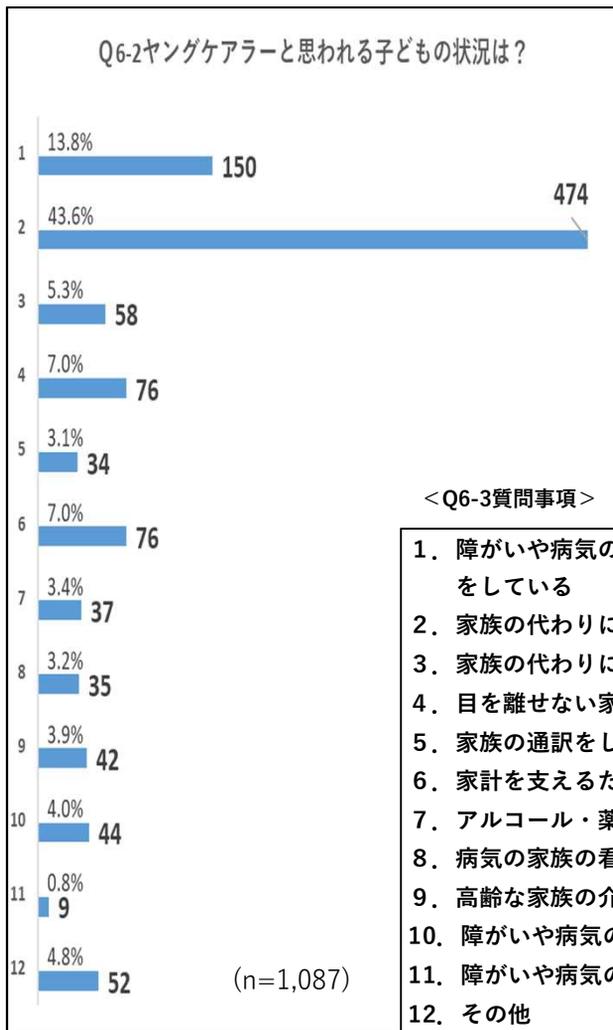
・【表4】について、ヤングケアラーと思われる子が「現在いる」との回答した学級担任に対し、「Q6-1現在、何名把握しているか」の回答人数を集計した結果、約1,088人となり、小（5・6年）・中・高等学校児童生徒数126,939人の約0.86%となっている。

・学校区分毎の割合については、小学校5・6年生は0.7%、中学校は1.02%、高校は0.79%となった。

【表5】令和3年度学校基本調査（R3.5.1現在）

※児童生徒内訳	総数	: 126,939人
・小学5・6年生		: 34,002人
・中学校（全学年）		: 49,716人
・高等学校（全日・定時）		: 43,221人

【表6】ヤングケアラーと思われる子の状況（複数回答）



・【表6】について、ヤングケアラーと思われる子どもの状況としてあてはまるケースを複数選択で回答を求めたところ、最も多い状況としては、「2. 家族の代わりに幼い兄弟を世話をしている」で、43.6%であった。

次に、「1. 障がいや病気のある家族の代わりに、家事をしている」が13.8%、「4. 目を離せない家族の見守りや声かけをしている」及び「6. 家計を支えるために、アルバイト等をしている」が7.0%となっている。

1. 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている
2. 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
3. 家族の代わりに、障害や病気のあるきょうだいの世話をしている
4. 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている
5. 家族の通訳をしている
6. 家計を支えるために、アルバイト等をしている
7. アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
8. 病気の家族の看病をしている
9. 高齢な家族の介護をしている
10. 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
11. 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている
12. その他

④ヤングケアラーと思われる子のうち「学校生活に影響が出ている子どもの数」とその状況について

【表7】 学校生活に影響が出ている子の人数及び割合①

学年	学校生活に影響が出ていると思われる子どもの人数 (A)	ヤングケアラーと思われる子どもの人数 (B)	割合 (A)/(B)
小学校5・6年	119 人	239 人	49.8%
中学校	257 人	508 人	50.6%
高校	147 人	341 人	43.1%
全体	約 523 人	1,088 人	48.1%

・【表7】について、ヤングケアラーと思われる子ども（約1,088人）のうち、「Q6-3学校生活に影響が出ている子どもの人数」が、約523人との回答があり、約48.1%の子どもに、実際に学校生活に影響が出ていると考えられる。

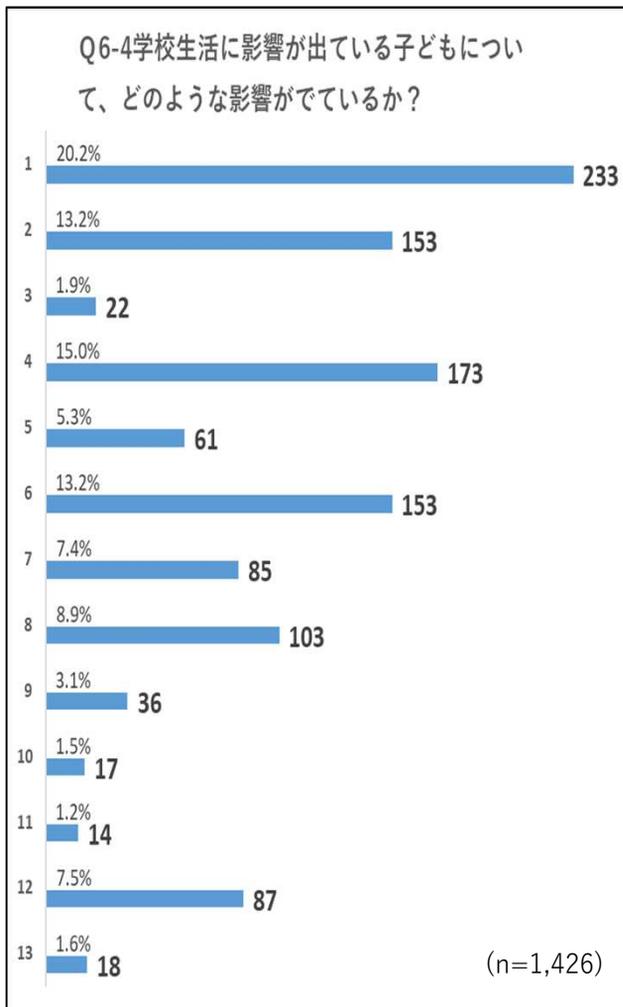
・学校区分毎の割合について、小学校5・6年生は49.8%、中学校は50.6%、高校は43.1%となった。

【表8】 児童生徒総数に占める割合

学年	学校生活に影響が出ていると思われる子どもの人数	児童生徒総数 (B)	割合 (A)/(B)
小学校5・6年	119 人	34,002 人	0.35%
中学校	257 人	49,716 人	0.52%
高校	147 人	43,221 人	0.34%
全体	約 523 人	126,939 人	0.41%

・【表8】について、児童生徒総数に対する学校生活に影響が出ていると思われる子どもの学校区分毎の割合は、小学校5・6年生は0.35%、中学校は0.52%、高校は0.34%となり、全体では0.41%となった。

【表9】 学校生活への影響の内容（複数回答）



・【表9】について、約523人の子どもに具体的に生じている影響としてあてはまるケースを複数選択で回答を求めたところ、最も多い内容としては、「1. 学校を休みがちである」子が20.2%であった。

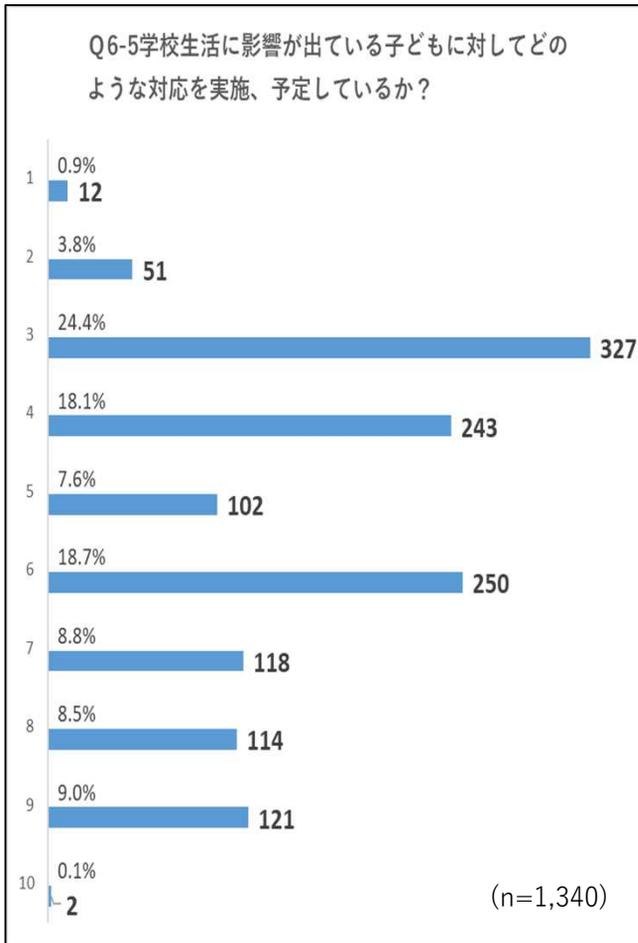
次に「4. 精神的な不安定さがある」子が15.0%、「6. 学力が低下している」子が13.2%、「2. 遅刻や早退が多い」子が13.2%、となった。

<問6-4質問事項>

1. 学校を休みがちである
2. 遅刻や早退が多い
3. 保健室で過ごしていることが多い
4. 精神的な不安定さがある
5. 身だしなみが整っていない
6. 学力が低下している
7. 宿題や持ち物の忘れ物が多い
8. 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
9. 学校に必要なものを用意してもらえない
10. 部活動を途中でやめてしまった
11. 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
12. 校納金が遅れる、未払い
13. その他

⑤学校生活に影響が出ている子どもへの対応について（1 - 1）

【表10】影響ある子への対応内容（予定含む）（複数回答）



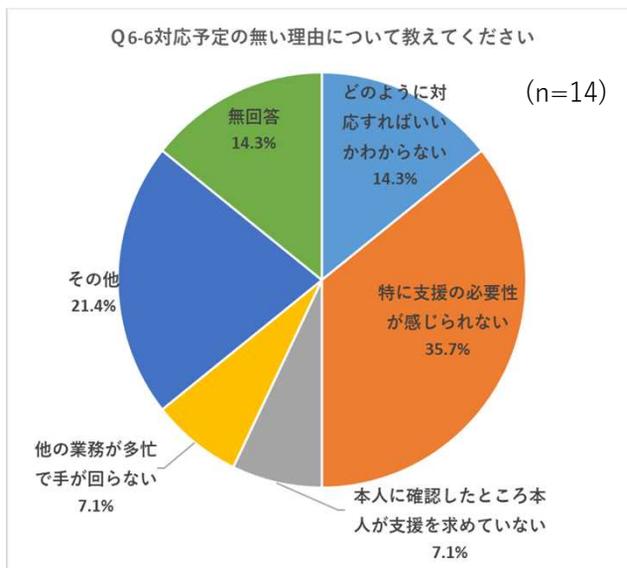
・【表10】について、学校生活に影響が出ている約523人の子どもに対して、どのような対応を実施、または予定しているか確認したところ、最も多い内容は、「3. 子ども本人の観察（見守り）の継続」が24.4%であった。

次は「6. 職員間での情報共有」が18.7%、「4. 悩み相談に応じる旨の子供本人への声かけ」が18.1%となった。

<問6-5質問事項>

1. 特に対応は予定していない。
2. 検討中
3. 子ども本人の観察（見守り）の継続
4. 悩み相談に応じる旨の子供本人への声かけ
5. 保護者面談
6. 職員間での情報共有
7. スクールソーシャルワーカー又は就学支援員との連携
8. スクールカウンセラーとの連携
9. 外部の支援機関との連携（つなぐことのみの場合も含む）
10. その他

【表11】対応予定のない理由（複数回答）

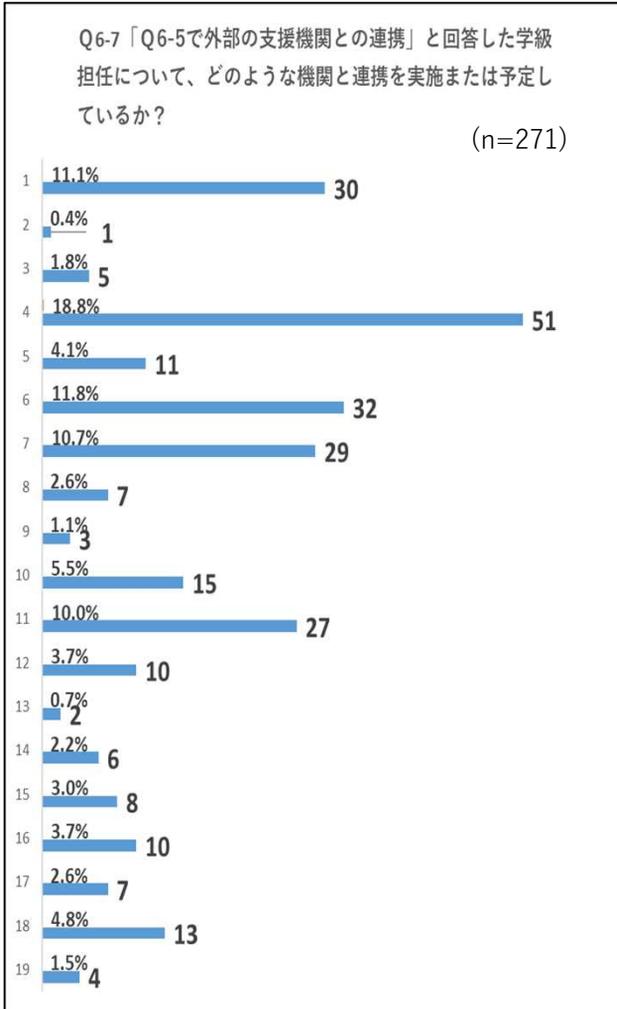


・【表11】について、学校生活に影響のある子に対して「特に対応は予定していない」と回答した学級担任のうち、その理由として多かったのは、「特に支援の必要性を感じられない」が5件の35.7%、次に、「どのように対応すればいいかわからない」が2件の14.3%であり、他それぞれ1件の7.1%となっている。

・また、その他回答については、「確証が持てないため、どう対応するか不透明」、「他機関にゆだねたい」、「一昨年の学年にそういう児童がいて、担任から話を聞いていた」の3件の自由回答があり、無回答が2件あった。

⑤学校生活に影響が出ている子どもへの対応について（1-2）

【表12】 連携している機関（連携予定を含む）（複数回答）



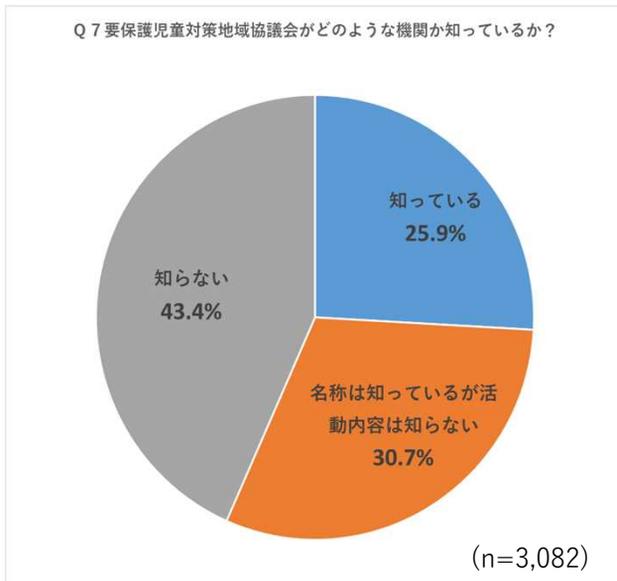
・【表12】について、影響のある子への対応内容について、「外部の支援機関との連携（予定を含む）」と回答した支援機関は、「4. 市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室」が18.8%と多く、次に「6. 市町村の教育委員会」が11.8%、「1. 市町村要保護児童対策地域協議会」11.1%となっている。

<問6-7質問事項>

1. 市町村要保護児童対策地域協議会
2. 市町村の高齢者福祉部門
3. 市町村の障害者福祉部門
4. 市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室
5. 市町村の母子保健部門や保健センター、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）
6. 市町村の教育委員会
7. 市町村の生活福祉部門
8. 県又は市の福祉事務所
9. 地域包括支援センター
10. 病院・診療所
11. 児童相談所
12. 児童家庭支援センター
13. 女性相談所・配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を行う機関・団体
14. ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
15. 子どもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
16. 地域の関係者（民生委員・児童委員、町内会や子ども会などの地域自治会等関係者、近隣住民など）
17. 市町村に配置されている貧困対策支援員
18. フリースクール・子ども食堂などの子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合を含む）
19. その他

⑥要保護児童対策地域協議会（要対協）の認知度について

【表13】 要保護児童対策地域協議会（要対協）の認知度



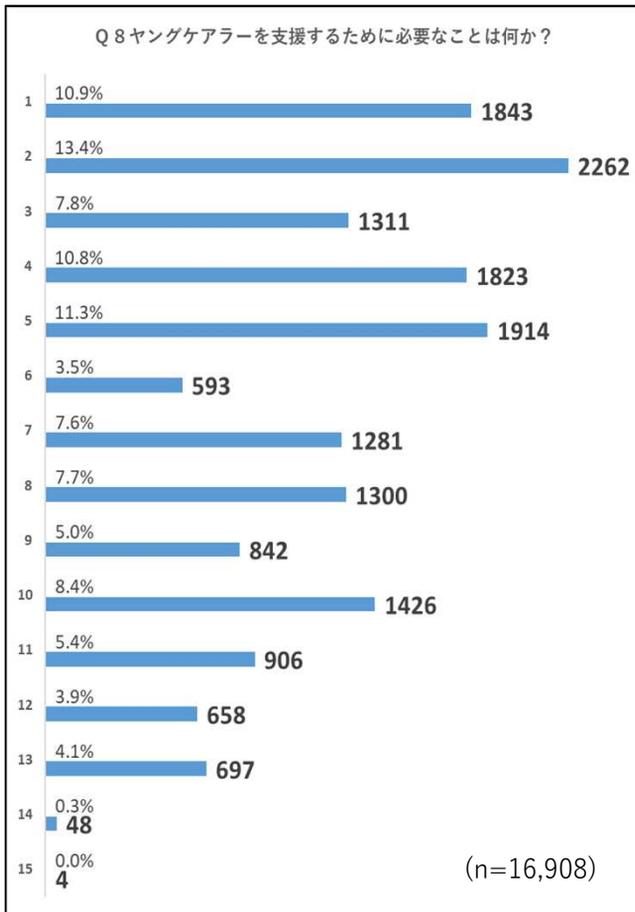
・【表13】について、学級担任における要保護児童対策地域協議会（要対協）の認知度について、「知っている」と回答したのは、25.9%であり、「名称は知っているが活動内容は知らない」を含め「知らない」が74.1%となり、学級担任が要対協について、知らないと回答した。

・なお、国は、ヤングケアラーへの支援にあたっては、福祉、介護、医療、教育等様々な分野の連携が必要であるとして、特に各市町村に設置される要対協においてその構成機関に周知の上、実態把握に努めるよう求めている（※）。

（※令和元年7月4日付け子家発0704第1号厚労省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

⑦ヤングケアラー支援のために必要と考えること（1-1）

【表14】 ヤングケアラーへの支援に必要なこと（複数回答）



・【表14】について、ヤングケアラーへの支援に必要なことは、「2. 教職員がヤングケアラーについて知ること」が13.4%と多く、次に「5. 子どもが教員に相談しやすい関係をつくること」が11.3%、「1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が10.9%となっている。

<問8質問事項>

1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
2. 教職員がヤングケアラーについて知ること
3. 学校にヤングケアラーが何名いるか把握すること
4. スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）などの専門職の配置が充実すること
5. 子どもが教員に相談しやすい関係をつくること
6. ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること
7. 学校にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
8. 学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
9. ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること
10. 福祉と教育の連携を進めること
11. 家事援助サービスの提供
12. 訪問看護の実施
13. 高齢福祉や障がい福祉などのサービスへのつなぎ
14. 特にない、わからない
15. その他

⑦ヤングケアラー支援のために必要と考えること（1-2）

・【表15】について、ヤングケアラーの支援に向けた意見・提言等の自由意見をカテゴリー化し、主な意見を整理した表となっている。

ヤングケアラーについては、学級担任でもヤングケアラーへの支援については課題と考えており、問題意識を持っている。

【表15】 ヤングケアラーの支援に向けて意見・提言等について、学級担任の主な声（自由意見）（Q9）

カテゴリ	意見等内容
【当事者の認識促進】	・自分がヤングケアラーだという認識がない生徒が多いため、まずは自分の現状が当たり前ではないことに気づかせるきっかけが大事だと考えます。
【保護者への支援】	・子供の援助も必要だと思うが、保護者の経済的支援や保護者のヤングケアラーへの理解が必要だと感じています。
【当事者へのアセスメント】	・子ども自体の把握はもちろんのこと、家族全体の実態についての把握が必要と思われる。
【教職員の理解促進】	・学校での研修やアンケートなどを行い、教職員が理解する事が必要だと思います。
【専門職の設置・育成】	・ヤングケアラーに関する専門職の設置・育成が必要ではないでしょうか。
【役割分担や対応方針等】	・ヤングケアラーの把握の方法の検討や、早急に対応を進めるべき指標が必要であると思う。 ・行政支援が入りやすいような窓口としての役割を学校が担うと考えている。学校としての役割と責任を明確にして欲しい。
【アウトリーチ】	・対象生徒自身が、家庭でケアしていることを知られたくないなどの理由で、情報を得るのが難しい。学校外の公的な組織の支援が必要
【その他】	・生徒が相談してくれた時は嬉しかったですが、抱えている問題は大きく感じました。 ・家のことをなかなか言えない子供達が多いので、支援の和を学校で広げることは非常に重要であると考えます。

4 まとめ

(1) 総括

今回のアンケート調査は、ヤングケアラーと思われる子どもの早期発見をはじめ、必要な支援につなげるための施策展開の検討に向けた参考として、まずは、子どもが多く時間を過ごす場となる「学校」現場で身近な大人として接する学級担任を対象に県内の実態把握と本アンケートを通じた関係者の認識向上（概念認識、支援の必要性の理解等）を目的として実施したところ、ヤングケアラーと思われる子どもの概数を把握するとともに、関係者の認識向上が一定程度図れたと考える。

(2) 課題と今後の取組の方向性

調査の結果として、ヤングケアラーの概念認識は、小学校5、6年、中学、高校の回答があったうちの学級担任の7割に達するなど概ね進んではいるものの、中学、高校の学級担任の認知度（75%）に比べ小学校の学級担任の認知度（64%）と認識の差があった。

一方、本アンケートの実施により初めて認識した、または具体的には知らないとする学級担任が全体の約3割おり、また、本アンケートに未回答であった学級担任の認知度については確認できていない状況もあったことなどから、ヤングケアラーについて継続的な啓発が必要と考えられる。

また、本県においてヤングケアラーと思われる子が約1,088人おり、そのうち現に学校生活に影響が出ている子が約523人いることが分かった。今回のアンケートでは、概数としてこれらの数値を把握したが、今後、影響が出ている子どもを最優先として詳細なアセスメントを行うことや、影響が出ていない子どもらの状況が悪化しないよう見守りを行うなど、関係者の役割分担などを早急に整理し、具体的な対応が求められる状況となっている。

なお、影響が出ている子への対応内容としては、見守り継続（24.4%）や職員間での情報共有（18.7%）が比較的行われている一方、スクールソーシャルワーカー（SSW）等やスクールカウンセラー（SC）との連携については、それぞれ8.8%、8.5%と低いことが分かった。

ヤングケアラーの支援においては、SSWやSCは学級担任等と児童生徒に関する情報共有を行うとともに、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所などの関係機関と日常的に連携を図る必要があると考える。

また、住民に身近な市町村において個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う場となっている要保護児童対策地域協議会（要対協）に関しては、知っている学級担任が25.9%に留まり、要対協は知っているが活動内容は知らない、または要対協自体を知らないとした学級担任が、あわせて74.1%となっている。

ヤングケアラーに対する具体的な対応の際に中心的な役割が求められる要対協の機能や役割については、研修等を通じて、改めて学級担任をはじめ、学校現場の職員の認識を高める必要があると思われる。

最後に、学級担任がヤングケアラー支援のため必要と考えることとしては、子ども本人や保護者、学級担任自身がヤングケアラーについて知ることや子どもが相談しやすい関係づくり、SSWやSCの配置充実など学校現場での取組が挙げられたほか、自由意見として、ヤングケアラー把握の方法や関係者の役割分担を明確化した指針などを求める声があった。

国においては、令和3年度の調査事業において、多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等で周知するとしており関係者連携の在り方の検討を進めることとしている。

県においては、次年度は児童生徒を対象に幅広く実態調査を行うとともに、関係機関職員向け研修などを実施しながら、引き続き部局横断的に支援策について検討を進めることとしている。